

大館市有施設等への太陽光発電設備導入事業 公募型プロポーザル実施要領

脱炭素社会実現に向けて、再生可能エネルギーの最大限の導入が必要とされている中で、政府は、国及び自治体の建築物及び土地について、2030年までに設置可能な公共施設等の約50%に太陽光発電設備が導入され、2040年には100%導入されていることを目指している。その実現のため、効率的な再エネ設備導入が期待できる第三者所有モデルの活用を促進するとし、モデル的に全国約50自治体で事業を展開するとしている。

本事業は、国の事業趣旨に則り、大館市有施設等へ第三者所有モデルを活用した太陽光発電設備等を導入し、第三者所有モデルを活用した太陽光発電設備等導入の普及啓発に資することを目的とする。本事業実施には、高い専門性が求められるため、事業者の選定はプロポーザル方式により行うものとする。

1 事業概要

- (1) 事業名：大館市有施設等への太陽光発電設備導入事業
- (2) 事業内容：別紙「大館市有施設等への太陽光発電設備導入事業仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり。
- (3) 対象施設：別紙1「施設等一覧」における施設等の中から選択（複数選択可）して、企画提案書を提出する。
- (4) 事業期間：工事期間は契約締結日から令和5年12月22日まで
事業開始日は大館市（施設所管課）と協議の上で決定する。
事業期間は、事業開始日から最長で20年間とする。

2 スケジュール

現段階において想定するスケジュールは次のとおりである。

内 容	期限・締切日など
公告	令和5年 3月 3日（金）
現地説明参加表明書の提出期限	令和5年 3月 9日（木）午後4時
現地説明会	令和5年 3月10日（金）、13日（月）
質問書の提出期限	令和5年 3月13日（月）午後4時
質問書への回答	令和5年 3月15日（水）
参加表明書の提出期限	令和5年 3月17日（金）午後4時
参加資格審査の結果通知	令和5年 3月20日（月）
企画提案書等の提出期限	令和5年 3月27日（月）午後4時
最終審査	令和5年 3月29日（水）予定
選定結果の通知	令和5年 3月31日（金）
契約締結	令和5年 3月31日（金）予定
工事完了	令和5年12月22日（金）予定

※上記日程に変更がある場合は、あらかじめ関係者に対して連絡する。

3 プロポーザルに参加するための応募要件等

参加資格者の資格要件は次のとおりとする。

- (1) 参加申し込み時において、「大館市入札参加資格に関する要綱」第3条第1項第1号から5号に規定する欠格者でないこと。
- (2) 本事業の公告日（以下「公告日」という。）において、国及び地方公共団体から入札参加資格の停止処分を受けていないこと。
- (3) 公告日において、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (4) 公告日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (5) 単独の法人もしくは複数の法人によって構成された共同事業者（共同事業者を構成する法人は、単独で応募することができない。また、他の応募している共同事業者の構成員となることもできない。）。
- (6) 応募申込受付期間終了後、共同事業者の構成員の変更及び追加は、原則として認めない。
- (7) 大館市競争入札参加資格者名簿に登載されている者又は協定締結時までに登録を得る見込みの者であること。
- (8) 日本国内に本社又は支社を有し、専門技術者等の十分な事業遂行能力及び適切な執行体制を有している法人とする。
- (9) 企画提案書に基づく太陽光発電事業を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財政能力を有すること。
- (10) 本事業と類似の事業履行実績として、過去5年度の期間において実績を有すること。

4 担当部局（問い合わせ、提出先）

大館市市民部環境課環境企画係

住 所 〒017-8555 秋田県大館市字中城 20 番地

T E L 0186-43-7049（環境企画係直通）

F A X 0186-49-7005

E-mail kankyo@city.odate.lg.jp

5 現地説明会

(1) 日時・場所

現地説明会参加表明書（様式1）を確認し、日時を電子メールで連絡します。

事業者は、希望する対象施設等の現地説明会に必ず参加して下さい。

(2) 参加方法

参加希望者は、現地説明会参加表明書（様式1）を令和5年3月9日（木）午後4時（必着）までに電子メール又はFAXで申し込んでください。

(3) 申込先

申込先は、「4 担当部局」に同じ。

6 資料の閲覧

資料の閲覧は、次により行うものとする。

(1) 申込方法

資料の閲覧を希望する者は、3月15日（水）までに資料閲覧申込書（様式2）を作成の上、「4 担当部局」まで電子メール又はFAXで提出すること。なお、閲覧を希望する者は、申込書を送付後に、電話にて到達の確認をすること。

(2) 閲覧 期間

令和5年3月7日（火）から3月16日（木）まで（土日を除く）。

閲覧可能時間：午前9時00分～午後5時00分

(3) 閲覧場所

資料閲覧申込書（様式2）を確認し、電子メールで連絡します。

(4) 閲覧資料

施設図面等（平面図、構造図、耐震補強資料等）

(5) 留意事項

ア 閲覧者は、閲覧資料を閲覧場所から持ち出してはならない。

イ 閲覧時間は、1回につき1時間までとする。ただし、他の閲覧希望者がいない場合、連続して閲覧することができる。

ウ 資料は、コピーすることができない。

7 質問の受付及び回答

(1) 質問方法

質問は、所定の質問書（様式6）に記載し、電子メール又はFAXにより「4 担当部局」宛てに送付すること。なお、送付後、質問書を提出した事業者は、電話による確認を行うこと（土日を除く）。

(2) 質問書の受付期間

令和5年3月3日（金）午前9時から令和5年3月13日（月）午後4時まで

(3) 質問に対する回答

質問に対する回答は、回答書に取りまとめ、令和5年3月15日（水）までに質問書を提出した全事業者へ電子メールにおいて回答する。

なお、質問書を提出した事業者への回答は、個別には行わないものとする。

(4) 回答書の取り扱い

寄せられた質問の回答については、必要に応じて本実施要領への追加又は修正事項として取り扱うものとする。

(5) 留意事項

ア 電子メールの件名は「プロポーザルに関する質問書」とすること。

イ 定められた様式以外での質問は一切認めない。

ウ 電子メール、FAX以外での質問は一切認めない。

8 参加表明書の提出について

(1) 提出書類及び提出部数

- | | | |
|------------|--------|----|
| ア 参加表明書 | (様式3) | 1部 |
| イ 誓約書 | (様式4) | 1部 |
| ウ 事業者概要書 | (任意様式) | 1部 |
| エ 類似事業実績調書 | (様式5) | 1部 |

(2) 受付期間

令和5年3月15日(水)午前9時から3月17日(金)午後4時までとする。

(3) 類似事業実績調書(様式5)の記載上の注意事項

- ア 過去における類似事業の実績について記載すること。
- イ 実績が複数ある場合には、規模の大きい事業を順に記載すること。
- ウ 記載した事業については、記載内容を証する書類として、契約書等の該当部分の写しを提出すること。

(4) その他

複数事業者が共同で応募する場合は、(1)ア 参加表明書(様式3)は連名で作成すること。(1)イ~エについては事業者ごとに作成すること。

その場合、共同事業者の役割を明確にし、事業実施に必要な諸手続きを担当する事業者等を定め、太陽光発電設備の所有及び管理について責任・権利を明らかにすること。

9 参加資格審査について

(1) 参加資格審査

参加表明書を提出した事業者が参加要件を満たしているか審査する。

(2) 審査結果の通知

令和5年3月20日(月)に電子メールにて結果を速報し、書面により通知する。

10 企画提案書の提出について

(1) 提出物及び提出部数(提案する施設ごとに提出すること。)

- | | |
|----------------|------|
| ア 企画提案書鑑(様式7) | 1部 |
| イ 企画提案資料(任意様式) | 各10部 |
- (ア) 企画提案の概要
 - (イ) 財務状況(直近3事業年度の決算書を添付)
 - (ウ) 発電事業の実績(事業の概要がわかる資料を添付)
 - (エ) 事業実施計画(以下の内容を含む)
 - a 設備整備費
 - b 収支計画
 - c 配置図・配線図
 - d 事業スケジュール
 - e 事業の運営体制
 - f 工事内容
 - g 非常用電源としての活用方法
 - (オ) 地域への貢献等

(2) 受付期間

令和5年3月22日(水)午前9時から令和5年3月27日(月)午後4時までとする。

(3) (1) イ 企画提案資料(任意様式)の記載上の注意事項

ア 提案方法は、文書によることを原則とし、基本的な考え方を簡潔に記載すること。文字の大きさは10.5ポイント以上とすること。

イ 用紙サイズはA4判縦書きまたは横書きで10枚以内(両面印刷可)とする。

ウ 事業者名が判別できる文字・ロゴ等を記載しないこと。

エ 提出を求めた以外の書類、図面等は受理しないものとする。

オ ホチキス止め9部、クリップ止め1部を提出すること。

(4) その他

複数の事業者が共同で応募する場合は、(1)ア 企画提案書鑑(様式7)は連名で作成すること。(1)イについては事業者ごとの担当部分ができるようにすること。

1.1 参加表明書、企画提案書の共通事項

(1) 提出書類は、「4 担当部局」まで郵送により提出すること。郵送の方法は配達証明付書留郵便とし、受付期限までに必着とする。また、封筒の表には本件プロポーザルに係る書類が入っていることが分かるように記載すること。

また、応募に係る一切の経費については、応募者の負担とする。また、受理した提出書類等は、選考結果に関わらず、一切返却しない。

(2) 配達証明をもって受領確認とする。

(3) 使用する言語、通貨及び単位は、日本語、日本国通貨、日本の標準時及び計量法(平成4年法律第51号)に定める単位とすること。

(4) 提出期限以降における書類の差し替え及び再提出は認めない。

1.2 最終審査について

(1) 最終審査は、書類審査、プレゼンテーション及び事業者へのヒアリングにより行う。また、審査の順番は参加表明書の受付順とする。

(2) 最終審査対象者として企画提案書を提出した事業者について、審査委員会は、下記の項目に基づいて審査するとともに、企画提案についてのヒアリング等を実施し、その内容により評価点を加点し、最優秀提案者(1者)及び優秀提案者(1者)を選定する。

ア 事業者評価

イ 提案評価

※審査の結果、評価点の合計が配点の合計の6割以上の者から最優秀提案者及び優秀提案者を選定する。

※審査の結果評価点が高点の場合は、「事業遂行能力」、「地域貢献」の項目の評価点の合計が高い者を最優秀提案者とする。

(3) プレゼンテーションについて

- ア プレゼンテーションはWEB会議形式を用い、1者ごとに行う。
- イ プレゼンテーションは、参加表明書を提出した順番で行う。
- ウ 持ち時間は1者あたりの説明を20分、ヒアリングを10分以内とする。
- エ 提案内容の説明は、提出済の企画提案資料に記載した内容の範囲内で行うものとし、追加の提案等は認めない。ただし、ヒアリングにおいて質問に回答するために、詳細に、あるいは補足的に説明することは認める。
- オ 事業者が、当該プレゼンテーションを行うために定めた所定の時間までにWEB上に参集しなかった場合には、参加の意志がないものとみなし評価の対象から除外する。

(4) 審査基準

事業提案を審査する基準は概ね次のとおりとする。

ア事業の遂行

- (7) 経営が安定しており、運営能力があるか。

イ事業計画

- (7) 事業規模は適切か。
- (イ) 事業実施計画の実現性、確実性はあるか。
- (ウ) 事業スケジュールは適切か。
- (エ) 施工方法、維持管理方法、安全対策等は適切か。

ウその他

- (7) 市有施設の有効活用となるか（使用面積、使用料等）。
- (イ) 環境教育、災害等停電時の電力使用方法等は有効か。

1.3 選定結果の通知

最優秀提案者を大館市ホームページで公表し、かつ書面により参加事業者へ通知する。なお、選定結果等の問い合わせについては一切応じない。

1.4 失格事項

次のいずれかに該当するときは、失格とする場合がある。また、指名停止措置を行う場合があるものとする。

- (1) 提出書類に虚偽の内容が記載されている場合
- (2) 本実施要領等で示された、提出期限、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- (3) 審査委員会の委員に直接又は間接に連絡を求めた場合
- (4) 選考の公平さに影響を与える不誠実な行為があったと認められる場合

15 契約

最優秀提案者選定後、契約交渉権者として契約に係る協議を行い、協議が整い次第、速やかに契約の手続きを行うものとする。

ただし、最優秀提案者が契約締結までの間に国又は地方公共団体から入札参加資格停止の処分を受けた場合など参加資格要件を満たさないと認められたときには、優秀提案者を契約交渉権者とする。

契約締結後、本事業の成果品の著作権については、市に帰属するものとする。また、契約の相手方は本事業に係る著作権者人格権を行使しないものとする。

16 その他

(1) 参加辞退に関すること

参加表明書を提出した事業者がこれを辞退する場合には、書面により「4 担当部局」へ申し出ること。申し出の期限は、以下のとおりとする。

ア 辞退届を提出する期限 令和5年3月27日(月)午後4時まで

イ 辞退届を提出する場合、郵送により提出すること。郵送の方法は配達証明付書留郵便とし、受付期限までに必着とする。

ウ 辞退届の様式は任意とする。

(2) 提出書類の取り扱いについて

事業者が提出した書類等の著作権については、事業者に帰属するものとするが、本プロポーザル手続き及びこれに係る事務処理に必要な範囲において、提出書類の複製、記録及び保存等を行うことができるものとする。

また、最優秀提案者となった事業者の企画提案書等については、大館市ホームページに公開するものとする。

(3) 異議の申立て

評価の経緯及び結果についての異議申し立ては、受け付けないものとする。

17 評価基準

企画提案を評価する基準は、現地説明会参加者に提示することとする。